

委託業務共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- 一 第27回全国産業教育フェア秋田大会実行委員会が発注する第27回全国産業教育フェア秋田大会開催等業務委託（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「委託業務」という。）
- 二 前号に付帯する業務

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇〇〇共同企業体（以下「共同企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当共同企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当共同企業体は、本協定成立の日から、第1条に定める業務の委託契約の履行後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 当該委託業務を受託することができなかつたときは、当共同企業体は、前項の規定にかかわらず、当該委託業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当共同企業体の構成員は、次のとおりとする。

所 在 地
商号又は名称
代 表 者

所 在 地
商号又は名称
代 表 者

（以下構成員を列記）

(代表者の名称)

第6条 当共同企業体は、〇〇〇〇〇〇を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当共同企業体の代表者は、第1条に定める業務の履行に関し、当共同企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者と折衝する権限並びに契約の締結、代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当共同企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、委託業務について発注者

3 第1項の規定により脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。

ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

4 決算の結果、利益を生じた場合においては、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第 17 条 当共同企業体は、構成員のいずれかが、第 1 条に規定する業務において重要な義務の不履行、その他除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合においては、除名した構成員に対しその旨を通知しなければならない。

3 第 1 項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第 2 項から第 4 項までを準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 18 条 構成員のうちいずれかが第 1 条に規定する業務途中において破産又は解散した場合においては、第 16 条第 2 項から第 4 項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第 19 条 代表者が脱退し、もしくは除名された場合又は代表者として責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第 20 条 当共同企業体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 21 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇〇〇〇 外 ○ 社は、上記のとおり委託業務共同企業体協定を締結したので、その証拠として、この協定書 通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

平成 年 月 日

所 在 地
商号又は名称
代 表 者

印

所 在 地
商号又は名称
代 表 者

印

(以下構成員を列記)